

伊環環第103号

令和2年10月22日

三重県知事 鈴木 英敬 様

伊賀市長 岡本 栄



(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

みだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

株式会社シーテックの (仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業環境影響評価準備書
に対する意見書 1部

事務担当

伊賀市人権生活環境部環境センター

TEL: 0595-20-9105

FAX: 0595-20-9107



株式会社シーテックの（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業環境影響評価準備書
に対する意見書

関係機関名：伊賀市

| 番号 | |
|----|---|
| 1 | ・地元住民自治協議会の考え方と一部の地域住民との間に、本事業に対する理解や考え方に大きな差異がある。地域への事業説明を引き続き努められたい。 |
| 2 | ・本事業について、健康や環境への影響について不安を感じている地域住民が少なくはなく、懸念の声が上がっている状況である。事業者は丁寧な住民説明や情報開示を積極的に行い、地域住民の不安の払拭に努めること。 |
| 3 | ・工事実施中・実施後又は施設稼働開始後において、環境への影響が事前の想定を超える場合や、環境影響評価の段階で想定していなかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。また、地域住民から苦情が申し立てられた場合は、誠意をもって対応し、速やかに原因を究明して適切な環境保全措置を講ずること。また原因や措置について地域住民への説明を行うこと。 |
| 4 | ・事業内容に変更が生じた場合は、当該変更内容に基づく環境影響の予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を講ずること。 |
| 5 | ・本事業は長期に渡る計画であることから、施設の維持管理を適切に行い、経年劣化や老朽化による不具合等により、周辺環境への影響が生じないようにすること。 |
| 6 | ・騒音及び超低周波音、振動 低周波音等について不安を感じている地域住民は少なくはない。地形による影響や、健康への影響の不確実性も加味し、説明を丁寧に行うこと。苦情があった場合は真摯に対応すること。 工事中の工事車両の通行や建設機械の稼働による騒音及び振動の影響についても十分配慮すること。 |

| | |
|----|---|
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・水環境 <p>水質の水の濁りについて、「造成等の施行による一時的な影響に伴う水の濁りは小さい」とあるが、沈砂枡等の排水施設の設置及び管理・点検を適切に行い、土砂・濁水の流出を防止すること。</p> <p>発電施設の下流側では、地域住民が山からの水を使用しているため、水質や水量に及ぼす影響に十分配慮し、事後の調査についても適切な期間、行うこと。</p> <p>造成時の一時的な濁水の発生だけでなく、造成後の地形の改変や森林の伐採、水の流れの変化等による土砂や濁水の流出及び水量の変化等についても、十分に配慮すること。</p> |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが、工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議をすること。(文化財課) |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川に係る工事を実施する場合には、オオサンショウウオの生息調査について文化財課へ協議をすること。(文化財課) |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理用道路新設に伴い、河川、護岸工事を実施する場合は、事前に工法等協議を行うこと。又、橋梁添加に伴う河川占用申請手続きを行うこと。(企画管理課) |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づき、協議と手続きを行うこと。(都市計画課) |